

令和8年度

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業

ひょうごで働こう！マッチングサイト運営及び関連業務仕様書

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業

ひょうごで働こう！マッチングサイト運営及び関連業務（以下「本調達」という。）

(2) 背景及び目的

国において、東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、地域未来交付金を活用してマッチング及び移住の促進を図る事業（以下、当該事業と関連する事業を含め「マッチング支援事業等」という。）が創設されたことを踏まえ、兵庫県では、県内への移住促進及び県内企業の人材確保を促進するため、魅力ある県内企業の情報を県内外の求職者に広く提供し、移住・就業に繋げるためのマッチングサイトの改修、保守運用及び関連業務を行うこととしている。

実施に当たっては、民間事業者の高度な専門性、ノウハウ・経験、遂行能力を活用し、効率的・効果的な運営を確保するためプロポーザルを実施することとし、受託希望事業者を募集する。

(3) 業務の概要

本調達の委託業務の概要は次のとおりである。

- ① 兵庫県に本社を有する事業者等（以下「県内事業者」という。）に対し、求人の募集をし、収集した求人票を審査・補正し、求人データベースを作成し、更新すること。また、魅力ある求人票の作成等求人活動が機能するよう啓発・研修を行うこと。さらに、マッチングサイトの利用促進及びマッチングサイト精度向上を目的として、求職者向けに効果的な広報活動を実施すること。
- ② 求人票の作成について、個別相談を行うこと。
- ③ 事業対象法人等及び求人の選定について、申請、審査、結果通知などの支援をすること。
- ④ マッチングサイトの運用、保守等を行うこと。マッチングサイトを通じて、兵庫県が選定する民間求人サイト運営事業者（以下「特定民間求人サイト運営事業者」という。）等に対し、マッチングサイトを含む県内のWebサイトを通じて求人情報等を提供すること。
- ⑤ ①から④までの業務に付随するプロジェクト管理、マッチングサイトの利用状況等マッチング支援事業の施行状況の把握及び改善提案、県内関係者・求人者との連絡調整、問合せ対応等の業務を行うこと。

なお④について、求人情報の民間求人サイトへの連携方法特定民間求人サイトへ求人情報を提供する方法については、以下の方式とすること（以降、以下の方式を「イ方式」と標記する）。提供先の求人サイトに適した仕様を提案し、兵庫県の承認を得ること。

【イ方式】

求人データは、機械判読性、利便性、汎用性を踏まえ、次のとおりとする。なお、技術者向けの技術的な仕様については、民間求人サイト運営事業者（以下「指定事業者」という。）が別途提示するものとする。

- i. 求人情報等のデータ提供形式は、XML形式（本形式は単一データ形式で複数の民間求人サ

イトに共通して掲載可能となる汎用性を持ち合わせているもの)とする。詳細は、別添「選択肢イの場合の求人情報 XML フィード仕様」のとおりとする。

ii. 求人情報等の文字コードは、UTF8とし、機種依存文字は取り扱わないものとする。

上記の内容を、次のとおり、県と協議の上決定し、実施すること。

(4) 契約期間

(3)①から⑥までの業務の契約期間は次のとおりとする。

作業内容	契約期間
① 求人情報等収集・更新支援・普及支援	(契約日) から 2027 年 3 月 31 日
② 求人票作成等対応	(契約日) から 2027 年 3 月 31 日
③ 事業対象法人等及び求人選定支援	(契約日) から 2027 年 3 月 31 日
④ マッチングサイトの運営及び求人情報等の外部提供	(契約日) から 2027 年 3 月 31 日
⑤ 付随業務	(契約日) から 2027 年 3 月 31 日

(5) 作業スケジュール

本サイトは 2026 年 4 月 1 日から稼働を開始することとする。

2 作業の実施内容

受託者は、本調達仕様書に記載された作業内容や各要件を参照の上、以下に関し必要な作業を実施すること。

(1) 求人情報等収集・更新支援・普及支援

① 兵庫県が定める要件を満たす県内事業者に対し、次の業務の流れのイメージで、求人の募集をし、収集した求人票を審査・補正し、求人データベースを作成し、可能な限りリアルタイムに更新すること。また、マッチングサイトの利用促進及びマッチングサイト精度向上を目的として、求職者向けに効果的な広報活動を、兵庫県と協議の上、実施すること。

また、以下で規定する「タイプ別診断」機能をマッチングサイト上に搭載すること。

ただしサイト上で同機能を搭載する具体的な方法等について、兵庫県に提案を行い、搭載前に兵庫県の承認を得ること。

【「タイプ別診断」機能】

「タイプ別診断」は以下のすべての機能を備えたサービスとする。

- i. 求職者の回答を元に、求職者へ自身の職業適性を提示する機能。
- ii. 求職者が、自身の職業適性に応じた求人を、マッチングサイト上で検索できる機能。
- iii. 求職者の回答と職業適性を結びつける合理的根拠を有する機能。なお合理的根拠は必ずしも科学的根拠に限定されないが、求職者の回答と職業適性の間に一貫した規則性を持たせていることを兵庫県が認めたものに限る。

上記の内容を、別添表1のとおり、兵庫県と協議の上決定し、実施すること。

ア 対象

兵庫県が定める要件を満たす県内事業者。500件以上の掲載を目指すこと（目標値）。
首都圏等からの大学生・転職者。100件以上のマッチングを目指すこと（目標値）。

イ 作業内容

- ① 実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。
- ② 県内事業者に対し、マッチングサイトに掲載する求人を、費用対効果の優れた手法により継続的に募集を行うこと。募集の際、求人情報等を充実し、他の民間求人サイトに掲載されやすくするため、求人者がハローワーク、その他民間求人サイト等に掲載している場合には、同じ内容とせず、その内容を充実するように促すこと。また、求人者が県の企業顕彰制度等の認定を受けている場合は、認定情報等の記載を促すとともに、「タイプ別診断」への連動を念頭に、求める人材像の選択・記載を促すこと。また、デジタル人材関係求人への積極掲載に努めること。
- ③ 特定民間求人サイト運営事業者にデータを提供するための求人情報等作成・更新用入力フォームを作成すること。入力フォームは、マッチングサイト上に作成する方法でも差し支えない。なお、誤入力などが多く発生する可能性があるため、そのようなことが可能な限り発生しないようにし、入力者の負担を軽減するための工夫すること。入力された求人情報が適正であるかの確認を行うこと。その確認については、入力フォームにおいてシステム的に行う方法を推奨する。
- ④ 特定民間求人サイト運営事業者にデータを提供することについて、同意を得ること。
- ⑤ 提出された求人情報等について、その内容が適正であるか否か確認し、添削を行うこと。また、適正となった求人情報等を求人情報等データベースに記録すること。
- ⑥ 求人データベースに記録されたデータ及びマッチングサイトに掲載された求人情報等について、当該情報が陳腐化しないよう内容に変更がないことを定期的に確認し、変更があった場合には可能な限りリアルタイムに更新をして、適切な管理を行うこと。また、雇用契約締結の届け出、情報更新などによる掲載停止依頼があった場合にはその対応を行うこと。
- ⑦ 当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業等を運営するうえで改善すべき事案があったときは、速やかに改善提案を行うこと。

(2) 求人票等作成対応

マッチングサイトへ求人情報の掲載を希望する県内事業者に対し、その要請に応じて、求人票等の作成に関し相談対応を行うこと。なお、その際、地方の中小企業等の魅力や特徴を把握している地域金融機関や商工会議所等との連携を検討すること。

上記の内容を、次のとおり、兵庫県と協議の上決定し、実施すること。

ア 対象

兵庫県が選定した県内事業者に対して行うこと。

イ 作業内容

- ① 実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。
- ② (1)イ②及び(2)イ②に掲げる募集等を行う際、県内事業者に対し、求人票等個別作成支援を行っていることがわかるように周知すること。
- ③ 求人票等作成個別相談に係るマニュアルを作成すること。
- ④ 上記マニュアルに基づき、兵庫県が対象と認めた県内事業者に対して、求人票等作成個別相談を実施すること。
- ⑤ 兵庫県が対象と認めた県内事業者に対し、問合せ対応、希望の申し出の受付等の連絡調整を行うこと。
- ⑥ 兵庫県が対象と認めた県内事業者に対し、求人に係る事業内容、事業実績、保有技術、求人内容、雇用条件等をヒアリングし、魅力ある求人となるよう指導すること。
- ⑦ 当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業等を運営するうえで、改善すべき事案があったときは速やかに改善提案を行うこと。
- ⑧ 求職者への費用対効果の優れた効果的な情報伝達手段等を、マッチングサイトへの求人広告の作成などを通じて県内事業者が実践的に学べる機会の提供について、県と協議の上、対応方法を検討すること。県との協議の結果、啓発・研修等を実施する場合には表2に基づいて成果物の提出に対応すること。

(3) 事業対象法人等及び求人選定支援

マッチングサイトへ求人を掲載する県内事業者に対し、別添表3のとおり、別紙2の要件に該当する法人等及び求人を選定に係る申請、審査、結果通知等の支援をすること。

上記の内容を、兵庫県と協議の上決定し、実施すること。

ア 対象

県内事業者

イ 作業内容

- ① 実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。
- ② 事業対象法人等及び求人等の申請の相談、受付、審査、審査結果の通知に関する業務を支援すること。当該支援にて発生した情報の管理を適切に行うこと。
- ③ 当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業等を運営するうえで、改善すべき事案があったときは速やかに改善提案を行うこと。
- ④ 個人事業主を対象に含めること。
- ⑤ 県内事業者が県の企業顕彰制度等の認定を受けている場合は、その認定情報等を企業情報及び求人情報等に掲載できるようにすること。
- ⑥ 「タイプ別診断」への連動を念頭に、県内事業者が求人情報の項目「求める人材像」について、選択式での入力も可能とすること。

(4) マッチングサイトの開設・運用及び求人情報等の外部提供

東京圏の求職者に情報を届けられるよう、マッチングサイトの開設、運用、保守等を行い、マ

ッチングサイトを通じて、特定民間求人サイト運営事業者等に求人情報等を提供すること。必ずしも自前で開発・運用する必要はなく、民間サービスで同様の機能やサービスを実現できる場合は、民間サービスの活用を推奨する。

ア 作業内容

- ① 実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。なお、必要に応じて、テスト計画書、運用計画書、保守計画書は実施計画とは別途作成し、十分なテスト期間を確保すること（また新サイトへの移行を行う場合は、移行計画書を別途作成すること）。また、情報システムの意図しない動作による個人情報等の漏えい防止のため、十分な動作確認テストを実施すること。

【テストについて】

試験項目は次の内容を想定している。試験を実施し、試験結果報告書により報告すること。

ア 機能試験

- ・ ページ表示の確認
- ・ リンクの動作確認

イ サーバ環境試験

- ・ サーバの OS・PHP・データベースのバージョン確認
- ・ SSL 証明書の有効性と HTTPS 通信の確認
- ・ ファイルのパーミッション設定確認（セキュリティ対策）

ウ 表示試験

- ・ 各種ブラウザでの表示確認（Chrome, Edge, Safari, Firefox）
- ・ モバイル端末での表示確認（iOS, Android）
- ・ レスポンシブデザインの動作確認

エ パフォーマンス試験

- ・ ページ表示速度
- ・ サーバ負荷試験（同時アクセス時の挙動）

オ セキュリティ試験

- ・ 管理画面のアクセス制限（IP 制限、Basic 認証など）
- ・ バックアップ機能の確認

- ② 別紙1「マッチングサイト等に係る要件定義書」に基づき、マッチングサイトの開設、運用、保守等を行うこと。
- ③ 「(2) 求人情報等収集・更新支援」の作業において作成し、更新した求人データベースの内容をマッチングサイトへ掲載し、可能な限りリアルタイムに更新すること。また、同データベースの内容を、兵庫県が市町等関係機関と共有するのに適した形態で取り出せること。
- ④ 民間事業者に提供した求人情報等を可能な限りリアルタイムに更新すること。
- ⑤ 現在、県が運用している兵庫県就職情報サイト「ひょうごで働こう！マッチングサイト」に掲載されている全ての県内企業の企業概要について、今回開設するマッチングサイトに掲載内容を移行することとし、移行計画等も作成すること。
- ⑦ 求職者（東京圏、UJI ターン就職希望者、県内就職希望者及び新規学卒者（高校生、大学生等）、

移住支援金制度利用者)に情報を届けられるよう、ポスター・チラシの作成や Web 利用者の嗜好にあった広告配信が可能なコンテンツ連動型広告などを利用して、マッチングサイト及び求人情報提供先民間求人サイトの周知・普及を行い、広報活動の効果を定期的に測定・評価し、その結果を適切に記録・報告するとともに一層の効果促進を図ること。

- ⑧ 当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業等を運営するうえで、改善すべき事案があったときは速やかに改善提案を行うこと。
- ⑨ マッチングサイトの利用状況を詳細に把握し、改善提案をすること。
- ⑩ ひょうご移住・しごとプラザ(県委託事業)と連携し、求人情報を幅広く活用できるようにすること。

(5) 付随業務

(1) から (4) までの業務に関し、これらに付随する業務、特に次に掲げる業務を兵庫県と協議の上決定し、実施すること。

- ① それぞれの実実施計画、実施体制を取りまとめ、本事業がリスクを回避しつつ、円滑に行われ、目的を達成するよう全体のプロジェクト管理を行い、進捗状況報告書及び各種管理表等を作成し、定例での会議体等を通じて進捗報告を行うこと。
- ② マッチングサイトの利用状況を含むマッチング支援事業を定期的に分析し、移住支援金の申請に係る将来見通しを立てるとともに課題がある場合には改善提案をすること。
- ③ 市町との関係を円滑に進められるよう連絡調整に係る事務を行うこと。
- ④ 翌年度以降に円滑に事業を継続できるよう引継書を作成すること。

3 作業の実施に関する事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

本調達に係る情報セキュリティ要件は次のとおりである。

- ① 受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ② 業務上知り得た情報について、委託した業務以外の目的で利用し、又は第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ③ 受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告すること。また、その損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- ④ 業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本調達終了後に、返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ⑤ 適切な措置が講じられていることを確認するため、発注者の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は発注者による実地調査が実施できるようにすること。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の取扱いに係る事項については、兵庫県と協議の上決定し、書面にて提出すること。

- ① 本調達の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。
なお、受託者はその旨を証明する書類を提出し、兵庫県の上承を得た上で実施すること。
- ② 個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容を破棄・消去を実施し、「(1)機密保持、資料の取扱い」④と同等の措置を講ずること。なお、受託者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- ③ 受託者は、本調達を履行する上で個人情報の漏えい等、安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- ④ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本調達の契約解除の措置を受けるものとする。

(3) 法令等の遵守

本調達の遂行に当たっては、個人情報保護法、景表法、取適法等を遵守し履行すること。

4 成果物の取扱いに関する事項

(1) 成果物

本調達の各作業内容に係る成果物、納品期日及び納品形態は次のとおりとする。(ただし、民間サービスを利用する場合は、必要な項目・作業内容のみで差し支えない。)

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日 (下記を目途に別途協議)	納品形態
1	(1) 求人情報等 収集・更新 支援・移行 作業	実施計画書	求人情報等収集・更新支援に係る、実施体制を含む実施計画書。	2026/4/1	電子媒体1部
2		入力フォーム	求人情報等を求人者に入力してもらうための入力フォーム(マッチングサイトに実装する場合には不要)。	2026/4/1	電子媒体1部
3		求人情報等データ	(2)によって収集したデータ及び更新した差分データ。	月次(翌月10日)	電子媒体1部
4		課題管理表	問合せの内容など求人情報等収集・更新支援に係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	月次(翌月10日)	電子媒体1部
5		作業完了報告	求人情報等収集・更新支援に係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの。	2027/3/31	電子媒体1部
6	(2) 求人票	実施計画書	求人票作成等作成個別相談に係る、実施体制を含む実施計画書。	2026/4/1	電子媒体1部

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日 (下記を目途に別途協議)	納品形態
7	等作成 個別相談 対応	求人票等作成個別相談対応マニュアル	求人票等作成に係る個別相談について、業務の品質及び効率を向上し、関係組織にも活用可能とするマニュアル。	2026/4/1	電子媒体1部
8		課題管理表	問合せの内容など求人票等作成個別相談に係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	月次(翌月10日)	電子媒体1部
9		作業完了報告	求人票等作成個別相談に係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの。	2027/3/31	電子媒体1部
10	(3) 事業対象法人等及び 求人選 定支援	実施計画書	支援金対象事業者等選定支援に係る、実施体制を含む実施計画書。	2026/4/1	電子媒体1部
11		課題管理表	問合せの内容など支援金対象事業者等選定支援に係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	月次(翌月10日)	電子媒体1部
12		作業完了報告	支援金対象事業者等選定支援に係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの。	2027/3/31	電子媒体1部
13	(4) マッチング サイトの 開設・運 営及び 求人情 報等の 外部提 供	実施計画書	マッチングサイトの開発・運営及び求人情報等の外部提供に係る、実施体制を含む実施計画書。	2026/4/1	電子媒体1部
14		要件定義書	別紙1の要件定義書の最終版	2026/4/1	電子媒体1部
15		設計書(基本設計書、詳細設計書)	要件定義を踏まえた基本設計書及び実装するための詳細設計書(ノンプログラミングによる画面生成等プロトタイピング用のツール、外部サービスを利用する場合には、その設定情報その他必要となる情報を含む)。	2026/4/1	電子媒体1部
16		ソースコード一式	マッチングサイトの開設(又は改修)に当たってのソースコードの一式。	2026/4/1	電子媒体1部

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日 (下記を目的に別途協議)	納品形態
17		テスト計画書および結果報告書	マッチングサイトのリリース前に行う、設計書、要件定義書のとおり動作するか否かを確認するために行うテストに関する体制、環境、作業内容、作業スケジュール、シナリオ、合否判定基準等を記載した計画書。実施計画書とは別に作成し、提出する。 また、テスト実施後に結果報告書を作成し、提出する。	2026/4/1	電子媒体1部
18		テストデータ	テストに用いたダミーデータ。	2026/4/1	電子媒体1部
19		実行プログラム一式	開設するマッチングサイトそのものの。	2026/4/1	マッチングサイトへの実装
20		運用・保守作業計画(案)	定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール等を取りまとめた運用計画及び保守作業計画の案。	2026/4/1	電子媒体1部
21		利用通知書	管理システム URL、管理者 ID など接続情報	2026/4/1	電子媒体1部
22		サービス仕様書	機能一覧、機能説明、動作環境など要件定義書内容を示したもの。	2026/4/1	電子媒体1部
23		課題管理表	問合せの内容など支援金対象事業者等選定支援に係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	月次(翌月10日)	電子媒体1部
24		議事録	支援金対象事業者等選定支援に係る定例会議や打ち合わせに関する議事録。	定例会議後1週間以内に	電子媒体1部
25		作業完了報告	マッチングサイトの開発・運営及び求人情報等の外部提供に係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの。	2027/3/31	電子媒体1部
26	(5) 付随業務	プロジェクト計画書	実施計画の全体をまとめ、具体的なプロジェクト管理に関する方法を定めたもの。	委託契約の日から1週間以内に	電子媒体1部

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日 (下記を目途に別途協議)	納品形態
27		議事録	プロジェクト管理に係る定例会議や打ち合わせに関する議事録。	定例会議後 1 週間以内に	電子媒体 1 部
28		マッチング支援事業等の状況報告書	プロジェクトの進捗等の状況、啓発・研修、求人情報等の収集等の状況、移住支援金対象事業者等の状況、マッチングサイトの状況、移住支援金の状況、K P I の状況などの現状を記載するとともに、将来の見通しや課題の対応策を記述したもの。	月次(翌月 10 日)	電子媒体 1 部
29		引継書	本事業に関し、翌年度以降の受託者(特に、マッチングサイトの運用・保守業務)に引き継ぐべき事項をまとめたもの。	2027/3/31	電子媒体 1 部

※ (5) マッチングサイトの開発・運営及び求人情報等の外部提供について

システムをサービスとして利用する場合、開発に関する成果物(設計書(基本設計書、詳細設計書)、ソースコード一式、テスト計画書、テストデータ、実行プログラム一式、運用・保守作業計画)は納品不要とする。

(2) 成果物の納品方法

- ① 成果物は、全て日本語で作成すること。
- ② 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方(令和4年1月11日内閣官房長官通知)」を参考にすること。
- ③ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格の規定を参考にすること。
- ④ 成果物は、原則として、上記表の納品形態に掲げるとおりとする。
- ⑤ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列 3 番を使用すること。
- ⑥ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office で作成し、電子データにて納品すること。
- ⑦ 納品後、兵庫県において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ⑧ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、県の承認を得ること。
- ⑨ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ⑩ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)

を記載したラベルを貼り付けること。

(3) 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、兵庫県が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒650-8567

神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県産業労働部労政福祉課

(4) 知的財産権の帰属

- ① 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本業務の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て本県に帰属するものとする。受託者が提供するマッチングサイト及び、国が指定する「民間事業者とのデータ連携標準仕様」の入力項目を網羅した求人情報等作成・更新用入力フォームに関連するシステム一式（データ外部提供機能に関連するシステム一式）は、受託者が保有する権利であるため本県に権利譲渡不可能な場合は受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は本県または第三者に対し、受託者に帰属した権利を使用する権利を許諾するものとする。
- ② 兵庫県は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により兵庫県がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ③ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に兵庫県の承認を得ることとし、兵庫県は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら兵庫県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、兵庫県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- ④ 本件プログラムに関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、①で権利譲渡不可能とされたものを除き、兵庫県から受託者に対価が完済されたとき受託者から兵庫県に移転するものとする。
- ⑤ 受託者は兵庫県に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- ⑥ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(5) 契約不適合責任

- ① 兵庫県は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、兵庫県に不相当な負担を課するものでないときは、兵庫県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- ② 前項に規定する場合において、兵庫県は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- ③ 第1項に規定する場合において、兵庫県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、兵庫県は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- ④ 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が兵庫県の供した材料の性質又は兵庫県の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- ⑤ 兵庫県が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、兵庫県は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(6) 検収

- ① 本調達の実行受託者は、成果物等について、納品期日までに兵庫県に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ② 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について兵庫県に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

5 作業の実施体制・方法に関する事項

本調達の実行受託者は、次のとおり、各作業内容について、必要な体制要件を具備していること。

作業内容	必要な体制の要件
(1) 求人情報等収集・更新支援・移行作業	<p>次の全ての要件を具備すること。</p> <p>① 求人情報の取扱いに関する実績・経験があること。 公益社団法人全国求人情報協会が主催する求人広告取扱者資格を有する者が体制に1名以上組み込まれていること又は有料職業紹介免許保持事業者であることが望ましい。</p> <p>② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度</p>

	の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
(2) 求人票等作成個別相談対応	次のいずれかの要件を具備すること。 ① 地方の中小企業等との取引実績等を通じて、当該企業の技術力、販売力、成長性等の経営実態を十分に把握し、地方創生カレッジ「求人票作成講座」の受講などを通して、求人票等作成個別相談に向けた体制整備を行っていること。 ③ 公益社団法人全国求人情報協会が主催する求人広告取扱者資格を有する者が体制に1名以上組み込まれていること又は有料職業紹介免許保持事業者であること
(3) 事業対象法人等及び求人選定支援	① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」、又は認証機関が認証する「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」を取得していること。
(4) マッチングサイトの開設・運営及び求人情報等の外部提供	次の全ての要件を具備すること。 ① Web サイト、DB、API などの構築、運用、保守の実績・経験があること。求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言を行っている事業者、又は5千件以上の求人データを保持する求人サイトを事業として3年以上直接運営し、その間、2025年の月平均で1万以上の訪問者を獲得し、これを維持、増加させている事業者であることが望ましい。 ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」、又は認証機関が認証する「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」を取得していること。
(5) 付随業務	複合的かつ複数の事業者をコントロールするプロジェクトの管理に関する実績・経験があること。

6 複数事業者による共同入札

複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。

- ① 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の瑕疵担保責任に関しても協定の内容に含めること。
- ② 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。
- ③ 共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応札条件を満たすこと。

7 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ① 本調達の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- ② 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ③ 受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ④ 再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。
- ⑤ 再委託を行う場合、再委託先が「5 作業の実施体制・方法」に関する事項に示す要件を満たすこと。

(2) 承認手続

- ① 本調達の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を兵庫県に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- ② 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を兵庫県に提出し、承認を受けること。
- ③ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、兵庫県は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

8 その他特記事項

(1) 前提条件等

- ① 本調達受託後に調達仕様書（別紙1 要件定義書を含む。）の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって兵庫県に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

9 附属文書

1. 別紙1 マッチングサイト等に係る要件定義書
2. 別紙2 移住支援金の対象として選定される事業者及び求人

※ 本資料に記載された会社名、製品名等は各社の商標又は登録商標である場合がある。

表1 2 (2) 求人情報等収集・更新支援

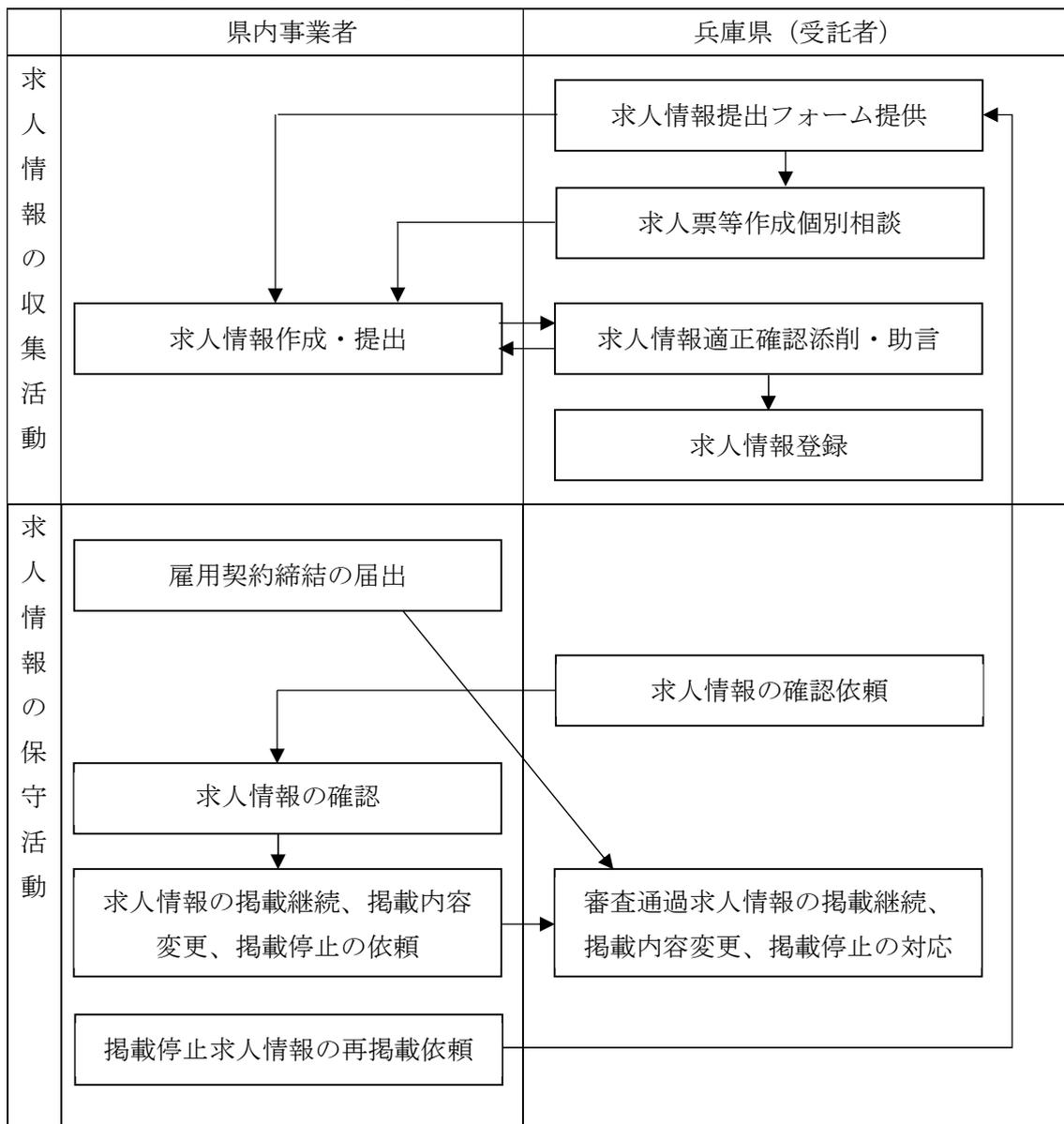
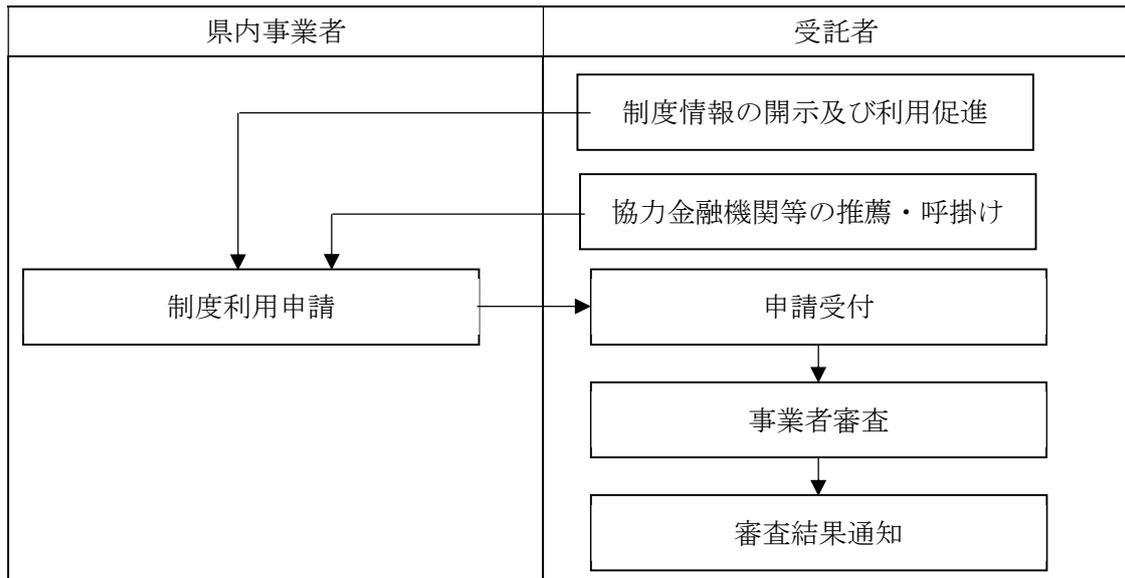


表 2 2 (2) 成果物の取り扱いに関する事項 (啓発・研修等に係るもの)

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日 (下記を目途に別途協議)	納品形態
1	求人票作成等対応	実施計画書	啓発・研修に係る、実施体制を含む実施計画書。カリキュラムを含む。	2026/4/1	電子媒体 1 部
2		教材資料	啓発・研修の際に使用した教材の最終版。なお、実際の啓発・研修の際には、必要部数別途用意する必要がある。	研修の前日まで	電子媒体 1 部
3		課題管理表	問合せの内容など啓発・研修に係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	月次 (翌月 10 日)	電子媒体 1 部
4		アンケート結果報告書	啓発・研修のアンケート結果と結果に基づく具体的な改善についてまとめた報告書。	2027/3/31	電子媒体 1 部
5		議事録	啓発・研修に係る定例会議や打ち合わせに関する議事録。	定例会議後 1 週間以内に	電子媒体 1 部
6		作業完了報告	啓発・研修に係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの。	2027/3/31	電子媒体 1 部

表3 2 (4) 支援金対象事業者等選定支援



別紙 1

マッチングサイト等に係る要件定義書

マッチングサイトの開設・求人情報等の外部提供業務に係る現時点の要件定義は以下のとおりである。受託者は、本サイトの企画に際しては、連携する既存サイト、業務及び各種規約等に対する十分な知識が必要となること及び下記の各事項に留意しつつ、マッチングサイトが実装すべき機能等を提案し、兵庫県の承認を得た上で、要件定義書最終案としてとりまとめること。

1 業務要件の定義

(1) 業務実施手順

マッチング支援事業等のサービス・業務の全体像は、別添^{図1}のとおりである。

(2) 業務実施体制

業務の実施に必要な体制は、表1「業務実施体制」のとおり。

表 1 業務実施体制

	業務体制		業務概要
1	兵庫県	労働部局	<ul style="list-style-type: none"> ・国が進める移住支援事業、マッチング支援事業に関して、県内の全体の企画立案、進捗管理、連絡調整を行う。 ・移住支援金の対象企業・求人の募集、選定を行う。 ・市町との連絡調整を行う。 ・地域金融機関等との連絡調整を行う。 ・移住促進策を行う。 ・求人者に対し、啓発・研修を行う。 ・求人情報の募集、収集、更新を行う。 ・マッチングサイトの開設（又は改修）、運用・保守を行う。
2		情報政策部局	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングサイトの開設（又は改修）、運用・保守に対する助言を行う。 ・求人情報のオープンデータの取扱いについて助言を行う。
3	市町	移住担当部局	<ul style="list-style-type: none"> ・移住促進策を行う。 ・移住支援金の申請受付、審査、結果通知、給付の事務を行う。
4		雇用政策部局	<ul style="list-style-type: none"> ・求人情報の募集、収集、更新を行う。 ・移住支援金対象企業の推薦を行う。
5	地域金融機関、商工団体等		<ul style="list-style-type: none"> ・求人情報の募集の案内、呼掛けを行う。
6	求人者		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録を行う。 ・求人情報の入稿、更新を行う。 ・移住支援金対象企業・求人への応募を行う。 ・求職の応募に対して選考し、結果の通知を行う。
7	求職者		<ul style="list-style-type: none"> ・移住支援策に対し参加する。 ・求人検索を行う。 ・求人に対して応募する。 ・移住後、要件を満たした段階で移住支援金給付の申請を行う。

2 機能要件の定義

マッチングサイトを開設する上で、機能に関する事項は次のとおりである。

(1) 利用環境

本サイトは、パソコンの利用者のみならず、スマートフォンやタブレットの利用者等、様々な属性の利用者に広く利用されることを想定していることから、本サイトが対応するブラウザの範囲については、最新のものを基本として、企画の中で想定する利用者層に合わせて適切な範囲を設定すること。

(2) 求人情報等提供機能

マッチングサイトの主たる掲載内容である求人情報、地域紹介に関し、次のとおり、その内容を登録、更新、削除し、参照などができること。

ア 登録機能（マッチングサイト運営者向け）

マッチングサイト運営者が、求人情報等を、登録・更新・削除、一覧表示、詳細表示などができること。

実装する機能の具体的な内容については、次の点に留意しつつ、利用者のニーズを踏まえたものとする。

- ① 移住支援金対象企業・求人を管理することができること。
- ② 問い合わせ対応など業務上のニーズを考慮し、求人情報等を様々な観点から検索することができること。
- ③ 求人情報について、最終更新などを確認することができること。一定期間更新のないものを警告すること。
- ④ 登録及び登録した求人情報等の変更及び削除が容易にできること。
- ⑤ 画像の挿入等が可能であること。また、挿入された画像のURLを抽出し、求人データ外部提供機能に活用できること。
- ⑥ 求人情報等の表示項目の変更・追加が容易にできること。
- ⑦ 求人情報等に不適当な内容が混入するリスクを低減させる仕組みを提供すること。

イ 登録機能（求人者向け）

求人者が、求人情報の登録・更新・削除、一覧表示、詳細表示などができること。なお、求人者が求人情報を登録した後、情報をそのままマッチングサイトに掲載することをせず、入力フォームにおいて系統的に確認する方法により修正を促し、不適切な入力を最小限に抑えること。また、必要に応じて、入力した内容をマッチングサイト運営者が確認し、更新してから掲載できるようにすること。

実装する機能の具体的な内容については、上記アの事項に留意しつつ、様々な利用者のニーズを踏まえたものとする。

ウ 参照機能（求職者向け）

利用者が、求人情報等を複数の情報を様々な観点から検索、一覧表示、詳細表示などができること。実装する機能の具体的な内容については、次の点に留意しつつ、様々な利用者のニーズを踏まえたものとする。

- ① 検索条件については、移住支援金の有無、キーワード検索、勤務地等、適切と考えられるものを設定すること。
- ② 検索結果の表示については、条件のソート等、表示方法を調整することができること。

エ 関連情報提供機能（求職者向け）

利用者の移住・求職活動の参考となる情報を提供できること。なお、発信する情報については、兵庫県と協議のうえ、利用者のニーズを踏まえたものとする。

- ① 県施策情報等の特設ページを設置すること。
- ② 外部ページ（県 HP 等）へのリンクができること。
- ③ イベント情報発信ができること。

（3）求人データ外部提供機能

求人情報等に関し、次のとおり、出力、登録し、外部にデータ提供などができること。

ア データ出力機能（マッチングサイト運営者向け）

マッチングサイト運営者が、求人情報等を、現時点のデータを出力できること。

イ データ登録機能（マッチングサイト運営者向け）

マッチングサイト運営者が、整備した求人データをマッチングサイトに登録（アップロード）できること。マッチングサイトへ掲載しない場合には、代替手段を提案すること。

ウ データ外部提供機能（民間求人サイト運営事業者等向け）

上記イの機能により登録されたデータを、民間求人サイト運営事業者等へ、当該事業者が指定する仕様により、原則として日次以下のサイクルで情報を登録、更新することができること。

（4）事業対象法人等及び求人管理機能

事業対象法人等・求人に関し、次のとおり、申し込みができ、選定し、管理することなどができること。

ア 申込機能（求人者向け）

求人者が、事業対象法人等又は求人を選定する手続について、申請、申請者とのコミュニケーション、結果受領などができること。

実装する機能の具体的な内容については、様々な利用者のニーズを踏まえたものとする。

イ 選定管理機能（マッチングサイト運営者向け）

マッチングサイト運営者が、申請のあった事業対象法人等又は求人を選定する手続について、受付、一覧表示、詳細表示、審査、申請者とのコミュニケーション、結果通知、未対応申請に対する警告、選定過程の記録管理などを行うことができること。

実装する機能の具体的な内容については、様々な利用者のニーズを踏まえたものとする。

(5) 応募管理機能

掲載された求人に関し、次のとおり、応募ができ、選考過程を管理することなどができること。

ア 応募機能（求職者向け）

求職者が、特定の求人票に対し、応募、一覧表示、詳細表示、求人者とのコミュニケーション、などを行うことができること。

実装する機能の具体的な内容については、個人情報に配慮するとともに、様々な利用者のニーズを踏まえたものとする。

イ 選考管理機能（求人者向け）

求人者が、求職者の応募について、受付、一覧表示、詳細表示、求職者とのコミュニケーション、選考結果の通知、未対応応募に対する警告、選考過程の記録管理などを行うことができること。

(6) アクセス解析情報提供機能（マッチングサイト運営者向け）

マッチングサイト運営者が、少なくともグーグルアナリティクスを用いて、マッチングサイトへどのような利用者からどのようなアクセスがあったのかなどを詳細かつ多角的に分析できること。

(7) アカウント管理・ユーザ認証・アクセス管理機能（マッチングサイト運営者向け）

上記マッチングサイト運営事業者及び求人者向けの機能について、次のとおり、アカウントを管理し、マッチングサイトの利用者を特定して、不正アクセスを防止しつつ、情報システム機能の利用権限を制御することができること。

民間求人サイト運営事業者等がスクレイピングにより求人情報等を取得することができるようにし、Webサーバへの一時的な負荷によるダウンが生じないよう対策を講ずること。

- ① ID・パスワードなどの認証要素を登録・更新することができること。
- ② 多要素認証を導入すること。
- ③ 利用者ごとに機能レベル、データレベルの利用権限を制御することができること。なお、接続元の認証については、兵庫県が指定するIPアドレスによりIPフィルタリング設定を行うこと。

(8) Cookie 使用同意に係る対応について

個人情報保護法の改正により、Cookie が個人関連情報と位置付けられ、今後は欧州のGDPR

並みの規制強化を図られる恐れがあるため、Cookie を利用する場合は、Cookie の使用同意のポップアップを表示させるなど、Cookie の使用同意に関して対応したサイトとすること。

3 非機能要件の定義

(1) ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

ア 本サイトの利用者の種類

本サイトの主な利用者は、日本全国の求職者及び潜在求職者を想定している。また、本サイトの情報の登録機能などの管理機能は、事業者の利用を想定しており、具体的には各機能見出しに記載している。

イ ユーザビリティ要件

- ① 画面の構成について、何をすればよいかが見て直ちに分かるような画面構成にすること。また、無駄な情報、デザイン及び機能を排し、簡潔で分かりやすい画面にすること。十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを用いること。
- ② 操作のしやすさ、分かりやすさについて、無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等で利用者が作業できるようにすること。
- ③ 指示や状態の分かりやすさについて、操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容を理解できる一般的な用語を用いること。
- ④ 利用者が操作、入力等を間違えないようなデザインや案内を提供すること。また確認画面等を設け、利用者が行った操作又は入力の取消し、修正等が容易にできるようにすること。
- ⑤ ブラウザを閉じるなどブラウザとWebサーバのセッション上の問題を可能な限り発生させないようにすること。

ウ アクセシビリティ要件

(ア) みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）を参考に、アクセシビリティを確保すること。

(イ) 特定のブラウザやバージョンに可能な限り依存せず、スマートフォン、タブレット、PCなどの環境に可能な限り影響されない、レスポンシブデザインとすること。

エ SEO対策

Google、Yahoo 等、主たる検索サイトで求人情報として検索されやすくするため、schema.org の仕様通り（特に、Occupation、JobPosting）にHTMLにマークアップすること。

そのほか主たる検索サイトで「都道府県名 求人」「都道府県名 移住」の検索ワードにて検索結果上位に表示されるよう必要な対策を講じること。

マッチングサイトのドメイン名は、県で所持する独自ドメインを引き継ぎ利用すること。また、ドメインの権利は、兵庫県に帰属するものとする。

(2) システム方式に関する事項

本サイトの運営に当たっては、柔軟な拡張等が必要であることに鑑み、クラウドサービスを利

用すること。なお、クラウドサービスは、ISMAP 若しくは ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録、ISO/IEC27017 若しくは ISO/IEC27001 を取得、又はこれらに相当するセキュリティ管理を行っていることを証明する資料等の提出が可能なことを要件とし、選定に当たっては、業務要件、機能要件及び非機能要件（特に稼働環境に関する事項）を踏まえて、適切な構成にし、開発方式及び開発手法となる、費用対効果の高いものにする。

クラウドサービスにおいて、提供とならない機能がある場合には、提案で明示すること。

(3) 性能に関する事項

- ① キャパシティー監視を随時実施し、必要な増強を行える体制を整えること。
- ② オンライン処理については、利用者がストレスなく操作できる程度のレスポンスを確保すること。
- ③ 夜間バッチ処理については、バックアップも含めて利用者がストレスなく操作できる程度のレスポンスを確保すること。

(4) 信頼性に関する事項

ア 可用性要件

可用性要件は、稼働率 99 [%]（稼働率＝年間実稼働時間÷計画停止等を除いた年間予定稼働時間×100）以上を満たすこと。

イ 完全性要件

完全性要件は、次の要件を満たすこと。

- ① 機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。具体的には、当年度を含めて過去 3 年間分を情報システムで保有し、それ以前のデータは 3 年間分をアーカイブして退避すること。
- ② 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ③ 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
- ④ データの複製や移動を行う際にデータが毀損しないよう保護すること。また、データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。
- ⑤ トランザクションは一貫性及び整合性を維持するために十分な排他制御が行われていること。

(5) 拡張性に関する事項

必要に応じて機能・性能の拡張が可能であるように柔軟性を持った設計・開発方針とすること。

(6) 上位互換性に関する事項

クライアントOSのバージョンアップに備え、OSの特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最大限控えること。また、クライアントOSのシステムアップデー

ト等に伴う対象動作環境の変更については、必要に応じて兵庫県と協議を行うこと。

ブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、必要に応じて、テストツールを用いて、必要なテストを実施し、バージョンアップに対応可能なものとする。

(7) 中立性に関する事項

- ① 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダの技術に依存しない、オープンな技術仕様に基づくものとする。
- ② 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、オープンなインターフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。
- ③ 他事業者を引き継ぐことが可能なシステム構成であること。特に、クラウドサービスについては、受託者とクラウドサービス事業者との間のサービス契約を、受託者以外の者に引き継ぐことができるものとする。

(8) 継続性に関する事項

- ① 日次バックアップを行うこと。
- ② 対象毎にバックアップの取得手法や保存先、取得時期等を考慮し、適切なバックアップ処理が可能なものとする。なお、他の要件との間で整合性が確保される限りにおいて、クラウドサービスで提供されるバックアップサービスを活用しても差し支えない。
- ③ システム障害によりデータ復旧が必要となる場合は、少なくとも前日までの状態に復旧できること。

(9) 情報セキュリティに関する事項

ア リスクの概要と対策

受託者は、本サイトに係る情報セキュリティ上のリスクを洗い出し、リスクに見合った適切な情報セキュリティ対策を講じること。受託者の提案に基づき、兵庫県と協議の上決定すること。

イ 情報セキュリティ対策要件

本調達の実施に係る情報セキュリティ対策の検討、実施に当たっては、保有する情報資産を、認可されていない第三者アクセス、改ざん及び漏洩や盗聴等から保護し、許可された利用者による適切な利用を確保するため、次の内容を踏まえ設計すること。

(ア) 情報セキュリティ機能の装備

マッチングサイトに対するアクセス、ウィルス・不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等に対し、通信の暗号化等、必要な対策を講ずること。また短縮 URL サービスは原則利用しないこと。

(イ) 脆弱性対策の実施

脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握し、マッチングサイトを構成する機器及びソフトウェアの中で、

脆弱性対策を実施するものを適切に決定し、実施すること。

(ウ) 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況について、兵庫県から本調達仕様において求める情報セキュリティ対策の実績についての報告を求めた場合には速やかに提出すること。

また、県によるセキュリティ監査（Nessus、Nikto、ZAP 等、県が定める複数のソフトウェアによるセキュリティチェック）を受け、これに合格すること。なお、監査の結果、脆弱性が発見された場合は、速やかに改善対応を行い、脆弱性が解消された旨、委託者の承認を得る必要があるので、留意すること。

(エ) 再発防止策

受託者は、情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに、あらかじめ定められた一次対応を行った上で、原因の分析及び再発防止策の検討を行い、兵庫県に報告し、承認を得た上で再発防止策を実行すること。

(10) 稼働環境に関する事項

ア 開発環境に関する事項

マッチングサイトの開発に必要となるサーバ等の機器（クラウドサービスを利用する場合を含む。）については、受託者の負担において準備すること。

イ 本番環境に関する事項

受託者は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（2025年（令和7年）5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）を踏まえ、次の要件を満たすクラウドサービスを選出し、適切な構成を提案すること。下記④ただし書のとき及び詳細については、受託者の提案に基づき、兵庫県と協議の上決定すること。

- ① 情報資産を管理するデータセンタの物理的所在地が日本国内であること。
- ② 兵庫県の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ③ 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。
- ④ クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。ただし、本調達に係る提案時に応札者が別案を提示したときは、この限りではない。
- ⑤ 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- ⑥ 情報資産（クラウドサービス事業者等が委託前から保有するものを除く。）の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではなく、兵庫県が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- ⑦ 我が国の法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。

(1 1) テストに関する事項

マッチングサイトの開設（又は改修）（クラウドサービス事業者側で機能、非機能に定める事項を満たす程度にサービスの品質を保証している部分を除く。）に伴うテストを行うときは、次の事項を遵守すること。

- ① 受託者は、受託者が提案する開発手法に適したテスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、兵庫県の承認を得ること。
- ② テスト計画書に基づき、各テストの実施状況を兵庫県の報告すること。

(1 2) 移行に関する事項

既存のマッチングサイトを終了し、新たにマッチングサイトを開設するときは、次の点に留意して移行を実施すること。

- ① 求人者情報は、移行計画書上で指定されたデータを全件移行すること。
- ② 求人票情報は、移行計画書上で指定された時点で募集中のデータを全件移行すること。
- ③ 移行計画書は、障害発生時の対応等も十分に考慮したものとする。
- ④ 事前に移行リハーサルを行う等、実施手順を十分に確認した上で行うこと。

(1 3) 引継に関する事項

受託者は、マッチングサイトの運用・保守を受託者と異なる運用・保守事業者を引き継ぐときは、次の点に留意して実施すること。

- ① 引継の際には、必要に応じて引継先事業者に対して対面での指導や質疑応答を実施する等、丁寧で分かりやすいものとする。また、引継を行った結果については、兵庫県に対して適切に報告を行うこと。
- ② マッチングサイトで利用するクラウドサービスに係るクラウドサービス事業者との契約は、運用・保守事業者に対し、環境・構成等に原則として変更を加えない前提で引き継ぐこと。
- ③ 契約期間内に引継が完了しない場合は、受託者の責任と負担において引継完了まで継続して運用及び保守を実施すること。また、関連調達案件の事情により、引継先、引継内容に変更が発生する場合には、兵庫県から予め余裕を持って当該変更内容を伝えるようにするので、当該変更内容を移行計画に適切に反映すること。
- ④ 引継が完了した後も、本調達に係る契約満了までの期間は、マッチングサイトの運営に関し、兵庫県の求めに応じて問い合わせ等に適切に対応すること。

(1 4) 運用に関する事項

受託者は、次の例を踏まえ、運用実施計画書及び運用実施手順書を作成し、兵庫県の承認を得ること。受託者は、それらに基づき、運用を行うこと。

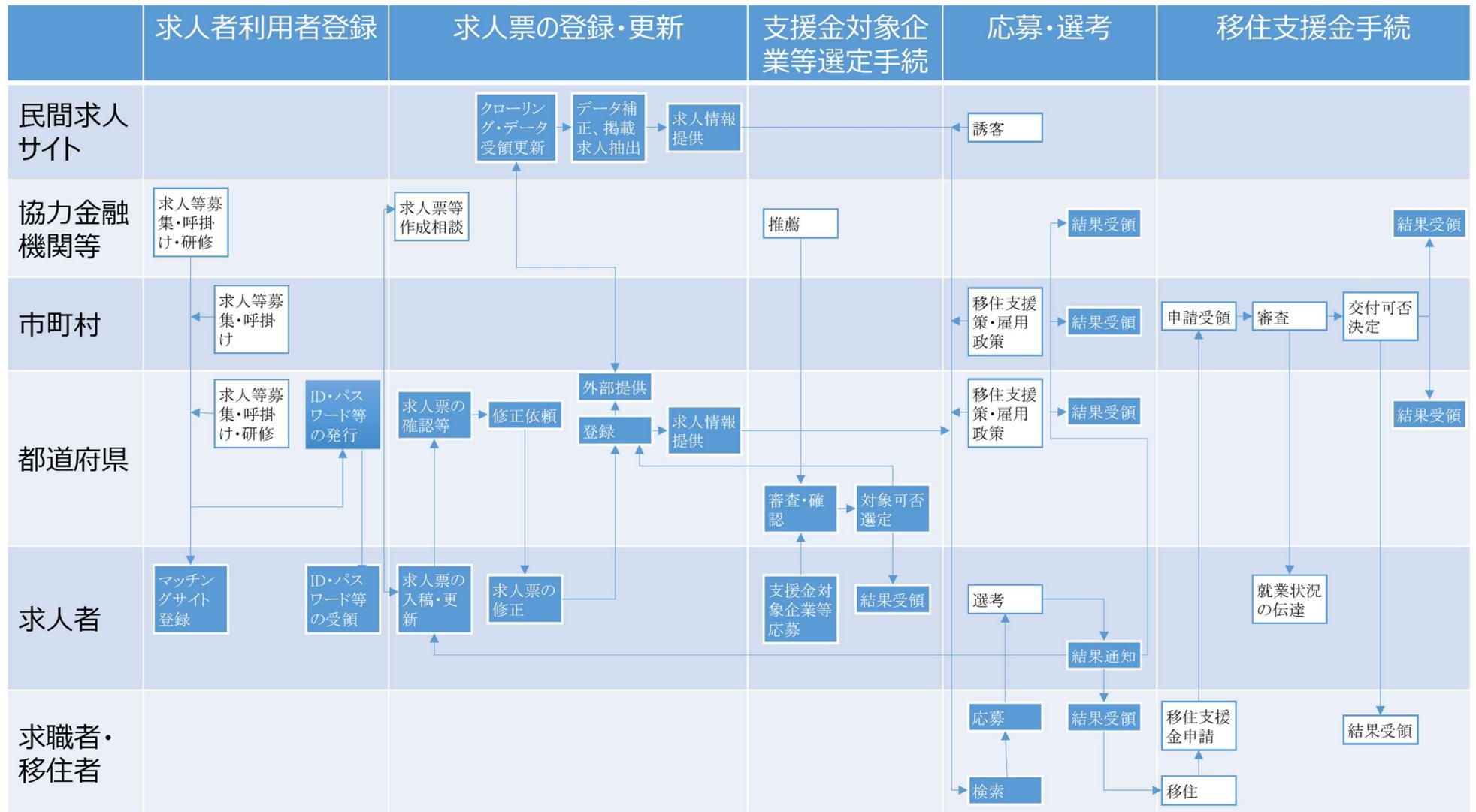
- ① 定常時運用業務として、システム操作（バックアップ管理、情報システムの設定変更、修正プログラム又はアップデートファイルの適用）、運転管理・監視（死活監視、性能監視、稼動状況監視、情報セキュリティ監視）、サービスデスク提供、教育・訓練等を行うこと。
- ② 運用作業業務の作業単位ごとに作業内容、回数、工数等の作業実績状況、サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況（情報セキュリティ監視状況を含む。）、情報システムの定期点検状況、情報システムの利用者サポート、教育・訓練状況、リスク・課題の把握・対応状況について、月単位で運用作業報告書を作成し、月次で兵庫県に報告すること。達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- ③ 情報システムの障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、速やかに兵庫県に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、障害発生時運用業務（障害検知、障害発生箇所の切り分け、復旧確認、報告等）を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。

（15）保守に関する事項

受託者は、次の例を踏まえ、保守実施計画書及び保守実施手順書を作成し、兵庫県の承認を得ること。受託者は、それらに基づき、保守を行うこと。

- ① 一定の障害対応等を行うとともにデータ保全、機器構成の二重化等の保守管理を行うこと。
- ② 定常時保守業務として、定期点検、不具合受付等を行うこと。
- ③ 運用・保守作業業務の作業単位ごとに作業内容、回数、工数等の作業実績状況、サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況（情報セキュリティ監視状況を含む。）、情報システムの定期点検状況、情報システムの利用者サポート、教育・訓練状況、リスク・課題の把握・対応状況について、月単位で運用・保守作業報告書を作成し、月次で主管係に報告すること。達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- ④ 情報システムの障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、速やかに県に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、障害発生時保守業務（原因調査、応急措置、報告等）を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。
- ⑤ ソフトウェア製品の保守の実施において、ソフトウェア製品の構成に変更が生じる場合には、県にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致するか否かを確認すること。

図1 業務実施体制（青色の背景色のボックスに記述されているのが、情報システム化の対象範囲）



事業の対象として選定される法人等及び求人

1 事業者に関する要件

マッチングサイト掲載法人

- 兵庫県での就職を希望する若者を積極的に採用する法人であること。
- 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- 雇用保険の適用事業主又は適用予定事業主であること。
- 労働関係法令違反（是正確認ができるまで）や事業主都合による解雇や退職勧奨（過去1年以内）・新規学卒者の採用内定取り消し（過去3年以内）を行っていない法人であること。
- 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

※ 大企業含む。

※ 社会福祉法人、医療法人、NPO法人、農業法人、学校法人等含む。

移住支援金対象法人

- (ア) 兵庫県又は県内市町の企業顕彰制度(別紙2-2)のいずれかの認定を受けている事業者又は「事業継続力強化計画」等の認定を受けた事業者
- (イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
- (ウ) みなし大企業でないこと。（ただし、上記（イ）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）

2 求人に関する要件

以下の要件を満たす求人であることが求められる。

- ・週20時間以上の無期雇用の求人であること。
- ・就業地が兵庫県内の求人であること。

＜企業顕彰制度一覧＞

対象とする制度は以下のとおり

団体名	制度名
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご応援企業 ・WLB 表彰・認定・宣言企業 ・ひょうごオンリーワン企業 ・ひょうご NO.1 ものづくり大賞 ・成長期待企業 ・ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ ・産業立地支援企業 ・ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業） ・健康づくりチャレンジ企業 ・健康づくりチャレンジ企業アワード ・ひょうご子育て応援賞 ・兵庫県子育て応援協定締結企業 ・地域サポート施設 ・オンリーワンを目指す企業 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県科学賞 ・ひょうごいいね！お店表彰 ・認定訓練関係優良事業所・団体表彰 ・ひょうご新商品調達認定制度 ・創意工夫保育賞 ・兵庫県食品衛生管理プログラム認定施設 ・道路愛護活動団体 ・企業研究ガイドブック登録企業 ・兵庫県地域活性化雇用創造プロジェクト参加企業 ・但馬産業大賞 ・丹波すぐれもの大賞 ・阪神南リーディングテクノロジー認定企業 ・奨学金返済支援制度導入企業 ・ひょうご産業 SDGs 推進宣言・認証企業 等
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・こうべ男女いきいき事業所表彰 ・K O B E ソーシャルビジネスマーク ・神戸市優良工事表彰
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市女性活躍推進企業表彰
明石市	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市高齢者応援企業 ・あかし子育て応援企業
洲本市	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地支援企業
伊丹市	<ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市優良建設業者等表彰制度 ・男女共同参画推進事業所表彰
豊岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経済認定事業 ・豊岡市ワークイノベーション表彰 ・豊岡市企業立地促進条例指定事業者
加古川市	<ul style="list-style-type: none"> ・加古川市功労者表彰
赤穂市	<ul style="list-style-type: none"> ・あこう環境保全活動顕彰制度
朝来市	<ul style="list-style-type: none"> ・朝来市特別功労者表彰
淡路市	<ul style="list-style-type: none"> ・淡路市企業立地奨励金制度
加東市	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと応援活動支援希望団体
猪名川町	<ul style="list-style-type: none"> ・猪名川町企業立地支援制度

